

国民健康保険証・高齢受給者証の更新

新保険証は7月中旬 新受給者証は7月末に郵送します

国民健康保険証の更新

現在使用している国民健康保険被保険者証(保険証)は、7月31日(火)で有効期限が切れます。

新しい保険証は、1人1枚のカードで、世帯主あてに「簡易書留」で郵送します。

なお、平成24年7月2日から8月1日に65歳の誕生日を迎える方で、保険証に「退職本人」と記載されている方と、その被扶養者で「退職被扶養者」と記載されている方は、8月1日(水)から一般の保険証に切り替えになるため、7月末に保険証を郵送します。

保険証が届かないときや、内容に誤りがあった場合は、国保年金課へご連絡ください。

◎修学のため、別の住所を定めるときは手続きを修学のため、住民票をほかの市区町村に移す場合および移した後も、修学終了

システムメンテナンスのため自動発行機と我孫子行政サービスセンター業務が一部停止に

住民基本台帳法の改正に伴うシステムメンテナンスのため、7月7日(土)・8日(日)は住民票・印鑑証明の自動発行機をすべて停止します。

す。(設置場所は下記参照) また、我孫子行政サービスセンターは、7月7日(土)は住民異動、住民票の発行印鑑登録、そのほかの住民基本台帳に係る業務は取扱いできません(その他の業務は通常の土曜日と同様に行います)。

ご迷惑をおかけしますが、印鑑証明書や住民票、その



時までは毎年申請の手続きが必要で、申請(入学許可証または在学証明書が必須)した方の保険証の有効期限は、翌年の3月31日となっています。引き続き修学の方は在学証明書を持参のうえ、有効期限が切れる前に必ず届け出をしてください(本人以外の申請も可)。

また、学生でなくなった時にも必ず届け出が必要です。

◎被保険者証の変更点
今回更新される保険証から、保険証記号番号と裏面の表示が変更されます。

70歳以上の国民健康保険被保険者のうち、住民税の課税所得14.5万円以上の方が1人でもいる場合です。ただし、収入の合計が70歳以上の方1人の場合38万円未満、2人以上で520万円未満の世帯は、申請すると1割負担となります。

7月9日(月)から施行される住民基本台帳法の改正に伴い、在留期間が3か月を超える方は、国民健康保険またはほかの保険に強制的に加入することになります。在留期間が3か月を超える方で社会保険等に加入されていない方は、国保年金課または各行政サービスセンターで加入の手続きを行ってください。

外国人住民の住民票には、国籍・在留資格・在留期間・在留カードの番号などが、特別記載事項として記載されます。

◎自動発行機設置場所
市役所正面玄関
我孫子行政サービスセンター横(けやきプラザ1階)
あびこ市民プラザ(イトーヨーカドー我孫子店3階)
湖北地区公民館
市民図書館布佐分館
市民課・内線360、
我孫子行政サービスセンター
☎7185-11581

他住民異動を伴う手続きが必要な方は7月7日(土)・8日(日)を避けていただくようお願いいたします。

◎外国人登録制度が廃止され、新たに住民票が作成されます

これまで発行した住所地从り転出すると住民カードは無効となり、新住所地で新たに住民カードを作成する必要がありますが、今は引き続き利用できるようになります。なお、住民カードを継続して利用するには、新住所地での転入手続の際、住民カードの提示と暗証番号の照合が必要となります。

外国人住民の住民票には、国籍・在留資格・在留期間・在留カードの番号などが、特別記載事項として記載されます。

我孫子市推進委員会では、7月の強調月間の活動として、街頭啓発活動を実施します。

7月7日(土)午後3時～5時 配布物がなくなり次第終了(雨天実施)。

①我孫子インフォメーションセンター「アビシム」前 ②あびこショッピングプラザ(旧エスパ) ③カスミ湖北店 ④ナリタヤ布佐店

街頭啓発運動(風船、うちわ、ポケットティッシュ、しおり人形の配布) 社会福祉課・内線37

ネットショップで我孫子から世界へ!

～あびこインターネットショッピングモール出店補助金制度～

市では、インターネットショッピングモールへ新たに店舗をオープンする事業者に対し、出店に係る経費の一部を補助する、「あびこインターネットショッピングモール出店補助金制度」をスタートします。これを機に、インターネットショップを始めてみませんか?

対象 市内に本店を持ち、新たにインターネットショッピングモールに1年以上出店する事業者

補助金額 店舗オープンまでにモールを運営する会社へ支払う出店経費の2分の1。ただし10万円を限度とする。

申請方法 「我孫子インターネットショッピングモール出店補助金交付要綱」を参照のうえ、所定の様式で我孫子市商工観光課へ申請

問い合わせ 商工観光課 ☎7185-1475 ※詳しくは市ホームページ参照

7月9日から住民基本台帳制度が変更されます

主な改正のポイントは、次のとおりです。

①外国人登録制度が廃止され、新たに住民票が作成されます

外国人住民の住民票には、国籍・在留資格・在留期間・在留カードの番号などが、特別記載事項として記載されます。

これまで発行した住所地从り転出すると住民カードは無効となり、新住所地で新たに住民カードを作成する必要がありますが、今は引き続き利用できるようになります。なお、住民カードを継続して利用するには、新住所地での転入手続の際、住民カードの提示と暗証番号の照合が必要となります。

外国人住民の住民票には、国籍・在留資格・在留期間・在留カードの番号などが、特別記載事項として記載されます。

我孫子市推進委員会では、7月の強調月間の活動として、街頭啓発活動を実施します。

7月7日(土)午後3時～5時 配布物がなくなり次第終了(雨天実施)。

①我孫子インフォメーションセンター「アビシム」前 ②あびこショッピングプラザ(旧エスパ) ③カスミ湖北店 ④ナリタヤ布佐店

街頭啓発運動(風船、うちわ、ポケットティッシュ、しおり人形の配布) 社会福祉課・内線37

社会を明るくする運動 街頭啓発活動

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラを

社会を明るくする運動は、すべての人がそれぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする活動です。

我孫子市推進委員会では、7月の強調月間の活動として、街頭啓発活動を実施します。

日時 7月7日(土)午後3時～5時 配布物がなくなり次第終了(雨天実施)。

場所 ①我孫子インフォメーションセンター「アビシム」前 ②あびこショッピングプラザ(旧エスパ) ③カスミ湖北店 ④ナリタヤ布佐店

内容 街頭啓発運動(風船、うちわ、ポケットティッシュ、しおり人形の配布)

☎ 社会福祉課・内線37

東葛飾支部消防操法大会へ第1分団・第5分団が出場

市消防操法大会が6月3日、五本松運動広場で開催されました。各部門での成績は次のとおりです。なお、優勝した第1分団(ポンプ自動車の部)・第5分団(小型ポンプの部)は、7月1日(日)柏市(大堀川防災レクリエーション公園)で開催される第31回千葉県消防協会東葛飾支部消防操法大会へ出場します。☎ 消防本部警防課 ☎7181-7701

◎市消防操法大会成績

「ポンプ車の部」優勝…第1分団(写真右)、準優勝…第3分団
「小型ポンプの部」優勝…第5分団(写真左)、準優勝…第14分団、第三位…第20分団

パブリックコメント

ご意見を聞かせたい

市では条例案や基本的施策の策定課程で、皆さんから意見を伺い、提出された意見を考慮して、意思決定を行うパブリックコメントを実施しています。提出された意見とその意見に対する市の考え方は、市ホームページと閲覧場所でご覧いただけます。意見に基づき案の修正を行ったときは、修正内容も公表します。

小中学校通学区域 見直し実施計画(案)のヒアリング

計画内容 平成25年4月から、根戸小学校、我孫子第四小学校および久寺中学校のそれぞれの通学区域の一部に選択通学区域を導入するとともに、新木小学校の通学区域の一部を布佐南小学校の通学区域に変更するものです。

公表期間 7月4日(水)～24日(火)

閲覧場所 教育委員会学校教育課、行政情報資料室(市役所本庁舎1階)、各行政サービスセンター、アビシム、湖北地区公民館、あびこ市民プラザ、各近隣センター、市民図書館湖北分館・布佐分館、市ホームページ

意見提出の方法 意見提出書(各閲覧場所、市のホームページに用意)に記入し、公表期間に①教育委員会学校教育課へ郵送・ファクス・Eメール・窓口持参 ②閲覧場所の窓口へ提出(各近隣センター、市民プラザ、湖北地区公民館は備え付けの意見書投函箱に投函)してください。

提出先・☎ 〒270-1166 我孫子1684番地 我孫子市教育委員会学校教育課 ☎7185-11268 (内線731)、☎7182-15867、✉gaku_mina_01@city.abiko.chiba.jp